

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第3号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(まちづくり協働課) 第4条の2 <省略> 2及び3 <省略> 4 協働第3係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>瀬戸まちの活動センター</u> に関すること。 (5)から(7)まで <省略>	(まちづくり協働課) 第4条の2 <省略> 2及び3 <省略> 4 協働第3係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>瀬戸市市民活動センター</u> に関すること。 (5)から(7)まで <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。